

質疑・回答書

告示番号	第187号	件 名	豊中市すこやかプラザ等大規模改修工事設計委託
No	質疑事項	回 答	
1	<p>委託概要書の「3.工期」について期日の確認です。 基本設計完了 令和4年9月30日 工事費概算書提出 令和4年10月31日 実施設計提出 令和4年10月31日 実施設計完了 令和5年5月15日 とありますが、実施設計の提出と工事概算書提出が同日です。 正しい日程をご教示ください。</p>	<p>実施設計提出時に求める図面は、基本設計を踏まえた実施設計図面(プラン)とします。また、日付については令和4年10月31日とします。その他の日程については委託概要書に記載のとおりとします。</p>	
2	<p>既存建物について改修の対象範囲を平面などで簡単にご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>豊中市すこやかプラザについては、別紙のとおり1階(駐車場の一部を含む)及び2階部分を想定しています。 児童福祉関連複合施設(旧あゆみ学園)については、1棟全て対象範囲とします。</p>	
3	<p>基本設計(プラン)提出 令和4年7月29日は、9.追記「実施設計着手前に平面プランを3案以上提示」のことでしょうか。</p>	<p>基本設計(プラン)提出時に平面プランを3案以上提示するものとします。</p>	
4	<p>豊中市すこやかプラザはとよなかハートパレットとの複合施設とお見受けしますが、両施設は建築基準法上の1棟扱いでしょうか？その場合、既存不適格の遡及により、ハートパレットも今回の改修工事対象となるでしょうか？</p>	<p>豊中市すこやかプラザと、とよなかハートパレットは建築基準法上の1棟扱いとなります。とよなかハートパレット部分は既存不適格の遡及による改修工事の対象ではありませんが、確認申請時の法律に適合しているかどうかの確認は必要となります。</p>	
5	<p>豊中市すこやかプラザは構造計算書が無しということですが、エレベーター増設や構造補強については、構造計算書が無い前提で可能な方法で行うものと考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>エレベーター増設や構造補強については、構造計算書が無い前提で構造検討を行ったうえ適切な構造補強を行うものとします。</p>	

6	一時保護所の収容人数は何名でしょうか？	利用者の上限は30名程度を想定しています。
7	すこやかプラザの改修工事と旧あゆみ学園の改修工事は別工事でしょうか？成果品の部数はそれぞれに必要となると考えてよろしいでしょうか？	すこやかプラザの改修工事と旧あゆみ学園の改修工事は別工事とします。また、成果品の部数はそれぞれ必要です。
8	すこやかプラザとハートパレットは、設備インフラの引き込みは別系統でしょうか？	主なインフラ(電気・水道)の引き込みは、別系統です。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp